

## 大洲市低入札価格調査制度実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、ダンピング受注による公正な取引秩序の阻害、さらに、工事の手抜き、下請へのシワ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等を未然に防止するために、大洲市が発注する工事（以下、「市工事」という。）において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項（令第167条の13により準用する場合を含む。）並びに大洲市契約に関する規則（以下、「規則」という。）第16条の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められるか否かを判断する調査（以下「低入札価格調査」という。）を行う場合の基準等を定めることを目的とする。

### (対象工事)

第2条 この低入札価格調査の対象となる市工事は、大洲市建設工事簡易型総合評価落札方式試行要領に基づき落札者を決定する工事及び1件につき設計金額が5,000万円以上の工事について施行する。

### (調査基準価格の設定)

第3条 規則第16条第1項に規定する低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下、「調査基準価格」）を別表1に掲げるところにより設定し、予定価格調書又は規則第14条第2項に規定するファイルに記載又は記録する。

2 前項の規定にかかわらず、特別なものについては、契約ごとに7.5/10から9.2/10の範囲内で入札執行者の定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

### (入札参加者への周知)

第4条 対象工事の入札がある場合は、入札執行者は、入札参加者に交付する書面に次の事項を記載する等の方法により周知することとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の10第1項及び大洲市契約に関する規則（平成17年大洲市規則第54号）第16条第1項の規定により、最低価格の入札者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準があること。

(2) 基準に基づく具体的金額である調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札者の決定を保留して入札を終了し、その者により契約内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査した上で、落札者を決定し、その結果を後日通知するものであること。

(3) 調査基準価格を下回った入札を行った者（以下「低入札者」という。）は、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

(4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、調査資料の提出、事後の事情聴取に協力すべきこと。

(入札の執行)

第5条 対象工事に係る入札において開札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、入札参加者に対して落札を保留し、後日落札者を決定する旨を通知した上、入札を終了するものとする。

(失格判断基準の適用)

第6条 調査基準価格を下回る入札が行われた場合、入札執行者は、低入札者が入札の際に提出した工事費内訳書を、別表2に掲げる「工事費内訳書の検討に係る判定基準」に照らし、低入札者からの事情聴取、関係機関への照会等による調査(以下「詳細調査」という。)を実施するか判定するものとする。

(調査資料の提出)

第7条 前条により詳細調査の実施を決定した場合は、低入札者全員(前条により失格となった者を除く)に対して次条に掲げる事項に係る資料(以下「調査資料」という。)を、期限を付して提出を求めるものとする。

- 2 前項の調査資料について、期限までに提出しない者または詳細調査を辞退する旨の申出があった者については、当該入札者が行った入札は失格とする。
- 3 調査資料について、期限後の差替え及び再提出は一切認めない。ただし、調査資料及び事情聴取の内容等により、入札執行者及び施工担当課長が必要と認め、添付資料を追加提出すべきこと等の教示を行ったときはこの限りではない。

(詳細調査の実施)

第8条 入札執行者及び施工担当課長は、前条の規定により提出された調査資料に基づき、低入札者のうち、最低の価格をもって入札をした者(総合評価落札方式による工事にあつては、最高の評価値をもって入札をした者。以下「落札候補者」という。)に対し、次に掲げる内容について、詳細調査を実施するものとする。

- (1) 入札価格の詳細内訳
- (2) その価格により入札した理由
- (3) 契約対象工事付近及び契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等の関連及び地理的条件
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事の名称、発注者及び成績状況
- (10) 経営状況(取引金融機関、保証会社への意見照会)
- (11) 信用状況(建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況、その他)
- (12) 第一次下請の予定業者名及び予定下請金額
- (13) その他必要な事項

(落札者の決定)

第9条 詳細調査の内容をもとに、次に定めるところにより取扱いを決定する。

- (1) 詳細調査の結果、落札候補者の入札金額により、契約の内容に適合した履行がされると認められる場合には、当該落札候補者を落札者と決定する。
- (2) 詳細調査の結果、落札候補者の入札金額によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合は、入札執行者は、調査結果を大洲市建設工事競争入札参加者資格等審査委員会(以下「審査委員会」という。)へ提出し、審査を求める。

審査会は、入札執行者から審査を求められたときは審査を行うものとする。審査会の意見が調査結果と同一であった場合は、落札候補者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者(総合評価落札方式による工事にあつては、最高の評価値をもって入札をした者。以下「次順位者」という。)を落札者と決定する。この場合において、次順位者が低入札者であった場合には、次順位者を落札候補者とし、前条から本条までの手続きを行う。

- 2 前項第1号の落札候補者又は第2号の次順位者が複数ある場合、落札者の決定は、抽選によるものとする。

(落札者決定の通知)

第10条 入札執行者は、前条の規定により落札者が決定したときは、当該落札者及び入札参加者に対し通知するものとする。

(契約事務の留意事項)

第11条 第9条の規定により決定された落札者が低価格入札者である場合にあっては、当該落札者に対して、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 契約保証金は、請負代金額に10分の3を乗じて得た額以上とする。
- (2) 前金払は、請負代金額の10分の2に相当する額以内とする。

- 2 施工担当課は、当該入札に係る工事については、重点的な監督業務の実施及び厳格な検査の実施等、適正な工事執行に留意するものとする。

附 則

この要領は、平成17年1月11日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成31年5月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年11月1日から実施する。

○別表1

区分	計算式	備考
土木工事	(直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.68)×(1+消費税率)	ただし、左欄により算出した価格が予定価格の7.5/10に満たない場合は、予定価格の7.5/10を調査基準価格とし、予定価格の9.2/10を超える場合は、予定価格の9.2/10を調査基準価格とする。
建築工事(建築物に係る機械設備工事及び電気設備工事等を含む。)	{直接工事費×0.9×0.97+共通仮設費×0.9+(直接工事費×0.1+現場管理費)×0.9+一般管理費×0.68}×(1+消費税率)	調査基準価格とする。

(注) 各費目に所定の率を乗じたもの(円未満切捨て)の合計に(1+消費税率)を乗じた額(円未満切捨て)

○別表2「工事費内訳書の検討に係る判定基準」

低入札価格調査における工事費内訳書の内容検討に際しては、以下の失格基準のいずれかに該当する場合は、当該入札を失格とし、詳細調査を行わないものとする。

費目	失格判断基準
直接工事費	設計金額における直接工事費の90%未満
共通仮設費	設計金額における共通仮設費の80%未満
現場管理費	設計金額における現場管理費の80%未満
一般管理費	設計金額における一般管理費の30%未満

(注) 各費目毎に所定の率を乗じ、円未満は切捨てとする。